

大番頭御預同心の場所替一件に関する資料

目次

【解説編】

はじめに

一 大番組とは

二 近田又右衛門の場所替一件

三 場所替の事後処理

四 場所替一件からみた御家人の生活

おわりに

【資料編】

【凡例】

【翻刻文】

キーワード 大番組 大番組 鎗奉行 同心 御家人 場所替

【解説編】

はじめに

本稿では、江戸東京博物館蔵「我等御預同心当時御作事方定普請同心出役近田又右衛門場所替願并場所替被仰付候迄之取計一件帳」（資料番号903833361）という、長い表題がついた一冊の資料について紹介したい

田原 昇*

（以下「一件帳」^①）。文政年間に幕府の大番頭であった酒井飛騨守忠蓋（若狭敦賀藩主、一万石）は、配下の御預同心である近田又右衛門の「場所替」に関する諸手続きについて、文政七年（一八二四）八月から一月にかけて諸方と取り交わした書類をまとめて「一件帳」を作成した。これを天保年間に大番頭を勤めた松平但馬守忠侃（寄合席旗本、五千石）が酒井から借り受けて筆写したものが本資料である。縦23・2×横16・8cm、全三四丁の縦帳で、地に「同心場所替一件」と記されている。

場所替の「場所」とは、旗本や御家人の職務配置先（役職）をいう。すなわち本資料は、大番頭御預同心（以下、大番同心）の近田又右衛門が、何らかの事情で別の役職に配置替えとなった際の記録となる。

ところで、大番同心は、役高三〇俵二人扶持、一代抱（抱席ともいう）の御家人である。^②一代抱とは、ある役職に限定してその身一代にかぎって召抱となることである。^③幕府官僚機構の下部をになう御家人の多くは、この一代抱であった。かれら一代抱の御家人は、本来、特定役職の熟練者としての活躍が求められ、他の役職（他場所という）への異動は難しいと考えられてきた。^④しかしながら、近年の研究で、一代抱御家人による様々な形での場所替に関する事例が取り上げられ、幕府の下級官僚の人員配置の一端が明らかになりつつある。^⑤本資料が述べているのは、近田又右衛門という大番同心が「心願」によって他場所への配置替となっ

* 東京都江戸東京博物館専門研究員

た一事例にすぎない。しかし、当時の頭であった酒井忠蓋がその顛末を一冊の記録に留めたことにより、従来、くわしく検討されてこなかった一代抱御家人の場所替における手続上の流れが詳細に追えるものとなっている。今後の場所替研究の一助となる資料といえよう。

以下、大番同心近田又右衛門の場所替の様子を追いつつ、この「一件帳」の概要を紹介したい。合わせて、御家人の職務と生活との関連について、近田の場所替事情から一考してみたい。

一 大番組とは

將軍直属の常備軍に五番方というものがあつた。番方とは、將軍の警衛や江戸城の守備といった軍事に関する役職の総称で、当番ごとに交代して勤務することからその名がついた。この番方の主軸である大番組・書院番組・小姓組・新番組・小十人組の五つを五番方といったのである。五番方のうち最も由緒が古く、その番士の多くが筋目ある家柄の者から選ばれたのが大番組である。徳川家康が三河岡崎城にあつたときに創設され、家康が従えていった今川家・武田家・北条家などの遺臣を吸収して強力な軍団に成長する。時代ごとに多少の増減はあるが、全一二組、五番方最大の大部隊となつた。

各組ごとに大番頭(大名・旗本役、役高五千石)が一人いて、その配下として大番組頭(旗本役、役高六〇〇石)が四人、大番士(旗本役、役高二〇〇俵)五〇人がいた。そして各組には、大番士たちの補佐役として、与力(御家人役、役高現米八〇石など)が一〇騎、同心(御家人役、役高三〇俵二人扶持)が二〇人ずつ預けられていた。中でも大番頭は、五千石の大身旗本が勤めるのみならず、ときに一万石級の大名が勤める場合もある格式高い役職であつた。事実、「一件帳」の作成者である大番頭酒井忠蓋は大名で、それを筆写した同じく大番頭の松平忠侃は

大身旗本である。そして近田又右衛門は、酒井忠蓋が御預していた配下の同心であつたわけである。

さて、大番組の職務であるが、平時には江戸城二丸・西丸などの勤番にあたり、加えて、江戸市中警戒のための巡回にあつていた。また、大坂城・京都二条城を警備するため、一年交替でそれぞれ二組ずつが上方に在番していた。実はこの上方在番こそ、近田が場所替を心願する動機の一つとなつたようなのである。

二 近田又右衛門の場所替一件

文政七年八月五日、大番頭酒井忠蓋配下の月番与力兩名に対し、同じく配下の大番同心近田又右衛門からある心願書(記事03)が、同心小頭兩名の添状(記事04)ともども提出される。すなわち、近田は場所替を「兼々心願」していたところ、この度、御鎗同心(御家人役、三〇俵二人扶持)に「明跡」(欠員)がでたそうなので、御鎗同心への場所替を月番与力から酒井へ「御執成」して欲しいといふのである。⁶⁾

これを受けて酒井は、まず八月七日に作事奉行臼井筑前守房興と対面し(記事06)、その後、八月一〇日から一二日にかけて御鎗奉行能勢市十郎頼統と近田の処置について打ち合わせを進めている(記事07、10)。作事奉行(旗本役、役高二千石)は、幕府関連施設の建築に関する監督長官で、御鎗奉行(旗本役、役高二千石)は御鎗同心の頭で平時には幕府の御鎗を管理し戦時には鎗部隊を率いた役職である。酒井がまず作事奉行と対面した理由は、当時、近田は作事方定普請同心出役(作事現場の監査官、御家人役、持高一二人扶持)として「出役」(出向)していたためであり、その頭である作事奉行から真つ先に了解をとる必要があつたからである。

ところで、酒井に提出された心願書(記事03)や添状(記事04)には

「兼々、心願之儀御座候」「兼々御場所替之儀心願二罷在候」とあるのみで、近田が場所替を願いだした事情が明示されていない。しかし、近田は心願書提出の折に頭の酒井へ内々にその事情をくわしく申し伝えていたようである。というのも、作事奉行や御鎗奉行との調整が済んだ後、八月十三日に酒井が御用番老中松平右京大夫輝延へ提出した同心場所替願（記事12）には、近田又右衛門の略歴に加え場所替を心願するにいたったくわしい事情が端的に記されているからである。

すなわち近田は、文化一〇年（一八一三）六月に大番頭山口但馬守弘致配下の御預同心近田定藏の明跡に抱入となり、同一二年一二月には作事方定普請同心出役となる。以後、心願書提出の時まで一二年にわたって「無滞」勤務し「常々実躰御奉公出情仕」「御用二茂相立」との評価を受けていた。ところが、実父が「久々病氣」となり、しかも「追々及老年候」ため「日勤之御場所并遠國在番等相勤候而者、看病孝養共行届兼候」といった状況となる。そこでこの度、大番同心から御鎗同心へ場所替を望んだというのである。

ところでこの「日勤之御場所」（日々出勤）、「遠國在番等」（遠隔地出張）の勤務とは、作事方定普請同心出役（出向先）と大番同心（本籍）と何れの状況を指すものなのか。作事方定普請同心出役は、多くの建築現場をかかえている幕府にとって、作事場所を巡回し諸職人の監査をおこなう場所で常に人手不足であった。そこへ出向させられた近田は、おそらく有能な人物だったのであろうが、結果、一人扶持が加俸されたとはいえない日々業務に忙殺される場所であった。しかも作事場所によっては遠方への出張もありえた。また先述の通り、大番組にしても上方在番があり、しかも日々所々の警衛・巡邏をもつぱらとする場所であった。すなわち近田が、老年の実父を看病孝養するためには、出向先から本籍へ帰属しただけでは不可能で、結果、他場所への配置替えを心願せねばならなかった。「日勤之御場所」「遠國在番等」とは作事方定普請同心出役、

大番同心の両方を念頭に置いてのものと考えられる。

対して御鎗奉行は、平時には特に職務もなく式日に出仕する「老衰場」とも呼ばれる役職であり、当然、配下の御鎗同心もまた閑暇な役職であった。そこで近田は、折しも明跡の生じた御鎗同心への場所替により、老病の実父へ孝養を果たそうと考えたのである。

九月二五日、酒井が提出した同心場所替願（記事12）が受理されたとの申達が、同日の詰番であった大番頭小笠原備後守貞哲に対して老中から伝えられ、さらにこの申達が小笠原から酒井へと伝達される（記事15～18）。そして即日、酒井屋敷にて近田へ心願受理のことが申し渡され（記事19・20・27～30）、御鎗奉行能勢頼統と作事奉行衆へも書簡にて伝達されるのである（記事21～26）。翌二六日には、御日記掛り大目付朝比奈河内守昌始と分限帳掛り大目付石谷周防守清豊へ酒井から記録処理のことが要請される（記事31～34）。そして同じ日の朝、大番与力黒木繁八に召し連れられた近田は、御鎗奉行能勢頼統方へ引き渡され、近田又右衛門の場所替は一応完了するのであった（記事29・35）。

三 場所替の事後処理

大番頭酒井忠蓋から御鎗奉行能勢頼統へ近田又右衛門の引き渡しを済んだ直後、今回の一件の担当老中である松平輝延に対して、酒井から事後報告書が提出される（記事36・37）。さらに近田の場所替一件の顛末が大番頭の同役衆一名へ廻状にて報告される（記事42～44）。しかし、これにて本一件は落着とはならなかった。もう一つ重要な案件が残されていたからである。それは、近田がなお大番組の組屋敷に住居している点である。

そこで酒井は、引き渡し当日の御用番老中水野出羽守忠成に対して、ある届書を提出する。すなわち、組屋敷引き払いまでの間に「異変等御

座候節」は、組屋敷関係は「私御預之者共一纏組屋敷之儀ニ茂御座候」ことなので酒井が取り計らい、身分関係は能勢が取り計らうというのである（記事36・38）。このことは同時に配下の月番与力へも伝えられ（記事45・46）、引き払いまでの指針となる。そして十一月七日、近田は御鎗同心の組屋敷へと引き移り、この場所替一件は万事修了するのであった（記事50～53）。

四 場所替からみた御家人の生活

さて、近田又右衛門の場所替一件を通じて、一代抱の御家人が、ある役職から事情に応じて他場所へ異動する様子をかいま見た。それでは近田の事例は特殊なものであったかというところではない。そのことは、近田が八月五日に心願書を提出した際、同心小頭兩名の添状とともに提出した例書（場所替の先例書）からわかる（記事05、【参考図表】参照）。近田はこの例書に、大番同心からの例を三つ、先手組同心（三〇俵二人扶持）で作事方定普請同心出役となっていた者の例を一つあげている。近田の事例も含めてみると、全体として場所替前と後でそれほど役高に変化があったわけではなかった様子がうかがえる。また、場所替先は、御鎗同心（既出）、御納戸同心（將軍の衣服や調度の管理人）、御金同心（御金蔵の管理人）、聖堂学問所下番（学問所の門番）で、物品の管理人か門番という繁多とは言いがたい雑務に関する下役人である。残念ながらこの例書からは、場所替の事情はうかがえない。しかし、場所替前後の役高にそれほどの変化がなく、かつ、場所替先が物品管理や門番という庶務雑務をもつぱらとする点などからして、この例書の四人も近田と同様に、何らかの事情で「日勤之御場所」「遠國在番等相勤候」場所からより閑暇な場所へ異動を望んだと思われる。

こうした場所替の諸事例から鑑みれば、幕府の官僚機構は、思いの外

【参考図表】 「一件帳」例書よりみた場所替の事例

No.	名前	場所替の年月日	前後関係	役職名	役高
1	津田藤右衛門	文政7年5月9日	場所替前	大番同心	30俵2人扶持
			〃 後	御納戸同心	持高
2	栗原伴右衛門	文政6年7月10日	場所替前	大番同心	30俵2人扶持
			〃 後	御金同心	30俵3人扶持
3	森田城右衛門	文化13年3月27日	場所替前	大番同心	30俵2人扶持
			〃 後	聖堂学問所下番	20俵2人扶持 勤金2両
4	奥村吉太郎	文政6年7月10日	場所替後	御先手同心 作事方定普請同心出役	30俵2人扶持 持高1人扶持
			〃 後	御金同心	30俵3人扶持
参 考	近田又右衛門	文政7年9月25日	場所替前	大番同心 作事方定普請同心出役	30俵2人扶持 持高1人扶持
			〃 後	御鎗同心	30俵2人扶持

本表は、江戸東京博物館所蔵（資料番号90383361）「我等御預同心当時御作事方定普請同心出役近田又右衛門場所替願并場所替被仰付候迄之取計一件帳」より作製した。

柔軟な組織であったのではないか。例えば、「御用二茂相立候者」である近田が、繁多な作事方定普請同心出役を仰せ付けられる一方、同じ人物が、実父の病氣・老齢に臨んで閑暇な御鎗同心へ場所替してもらえり様に、その人物の事情を加味した、本当の意味での適材適所を實行できる組織であったようである。

おわりに

以上、大番同心近田又右衛門の場所替一件を通じて、一代抱という、一代にわたって原則的には特定役職での活躍が求められたといわれる御家人の場所替に関する資料を見てきた。老父の病養に直面した御家人に対する幕府のいわば「御憐愍」（記事12）の側面をかいま見たわけであるが、この場所替という仕組みをつかって、より働きがいのある（実入りのある）役職へ場所替をはたす御家人もいたようである。そしてその事実も、同じ「一件帳」から明らかとなるのである。

表紙に「酒井飛騨守殿留借写 松平但馬守」とある通り、本資料は酒井から松平忠侃が借り受けた「一件帳」を筆写したものであるが、松平が「一件帳」を借り受けた事情は、記事53に貼付された六つの掛紙・押紙から読み取れる^⑦。すなわち、記事53からみるかぎり、天保年間に大番頭であった松平は、配下の御預与力安藤源之進が町奉行組与力（給知二〇〇石など）の明跡へ場所替を願った際、その手続きの手順を知るために借り受けたようなのである（*1掛紙）。残念ながら安藤の場所替事情は記されていないが、近田および【参考図表】にあげた例書の四人と大きく異なる様相が場所替先に見受けられる。それは、大番与力と町奉行所与力との間に役高の差はないとはいえ（給知二〇〇石は大体現米八〇石に相当）、町奉行所与力は町方住民との深い交流を通じて大小さまざまな役得を得ることが可能であった点である^⑧。もちろん、安田によ

る場所替の真意、実情は知りえないわけであるが、場所替という仕組みの利用手段として、一考してもよいかと思われる。

何れにしてもこの「一件帳」は、江戸幕府の御家人が利用できた「場所替」という仕組みが判明するのみならず、実父の病氣・老齢といった事態に直面した御家人の職務に対する意識の一端がかいま見れる、地味ながら貴重な資料といえそうである。

【註】

〔1〕本稿で紹介する「一件帳」は、学校法人NHK学園生涯学習局古文書講座主催「平成二二年度 古文書夏期集中スクーリング」（平成二二年（二〇一〇）八月二八日開催）における講座（田原昇「江戸幕府御家人の生活と文化」近田又右衛門場所替一件を通じて）および同講座内容をまとめた特集記事（田原昇「大番頭御預同心の場所替一件」、『古文書通信』八七、NHK学園、二〇一〇年）ですでに紹介済みである。しかし、時間や枚数などの制約から一部の記事を紹介するにとどまった。そこで今回の資料紹介では、改めて全資料を翻刻して掲載し、かつ内容全体の概要を解説した。

〔2〕本稿で取り上げる幕府諸役職に関するデータは、つぎの資料を主に参照した。『古事類苑』官位部三（神宮司序、一九〇五年、吉川弘文館により一九七八年縮刷普及版四版発行）、松平太郎『江戸時代制度の研究』（武家制度研究会、一九一九年、新人物往来社より一九九三年復刻版発行）、笹間良彦『江戸幕府役職集成』（雄山閣出版、一九六五年、一九九九年新装版発行）、高柳金芳『江戸時代御家人の生活』（雄山閣出版、一九八二年）、竹内誠編『徳川幕府事典』（東京堂出版、二〇〇三年）、大石学編『江戸幕府大事典』（吉川弘文館、二〇〇九年）。

〔3〕江戸幕府における一代抱（抱席）御家人の実態については、田原昇「江戸幕府御家人の抱入と暇―町奉行所組同心を事例に―」（『日本歴史』六七七、二〇〇四年）に詳しい。

〔4〕例えば南和男氏は、町奉行所与力・同心に関する研究において「与力・同心はともに抱席であるが事実上は世襲であり、幼少より見習として奉行所に勤

め、生涯奉行所外に転じることはないのが通常であった」としている（南和男「町奉行―享保以降を中心として―」（『江戸町人の研究』四、吉川弘文館、一九七五年）七七～八六頁）。

(5) 例えば筆者は、町奉行所同心が、一度、御暇（退任）し、改めて幕府の他場所へ再び抱入れられる姿について明らかにしている（前掲註(3) 田原論文二七～三一頁）。また新規に先手組同心へ召抱となった井上貫流左衛門が火付盗賊改加役出役、作事方定普請同心出役、作事方勘定役出役などを経て、勘定奉行所普請役へと転役する様子を「御用」分担との関わりから明らかにしている（田原昇「幕府普請役の「御用」分担と経歴―井上貫流左衛門家史料より―」（『東京都江戸東京博物館調査報告書第一八集 幕臣井上貫流左衛門家文書の世界』二〇〇六年）四八～五三頁）。

(6) 「二件帳」は、場所替手続きの概要を日付順にまとめた一つ書ではじまる記事と、その手続きで往き来した書類を書き写した記事とからなる。今回の資料翻刻では、日付が変更となった場合は、その日付を上部欄外に付し、各記事の切れ目ごとに上部欄外に01～54の通し番号を付した。以下、本稿では、この記事番号を利用して当該記事を（記事01）というように指示したい。

(7) 本資料の記事53には六つの掛紙あるいは押紙が添付されている。この掛紙・押紙がかかる部分を点線で囲み*1～*6を付し、各掛紙・押紙の内容は記事53の文末に*1～*6で指示して表した。

(8) 町奉行所吏員の収入・役得については、田原昇「町奉行所同心の収入と暮らし向き―お手当と役得と―」（NHK学園、『れきし』二〇〇五夏号No九〇）にくわしい。

【資料編】

【凡例】

- 一 翻刻にあたり、可能な限り原本の様式を残したが、編集の都合により、原本の体裁を損なわない程度に、つぎのようにした。
- 1 表題・年月日・差出・宛先については行取り通りを基本とした。但し、肩書など誤解を招きやすい箇所については行を入れ替えるなどの改変を加えた。また、地の文は原則として追い込みとした。
- 2 読みやすくするため文中に適宜読点（、）中黒（・）を付した。
- 3 漢字は、正字体で記されているものは、原則としてそのままとし、異体字は正字体・常用体に改めた。
- 4 誤字・脱字はそのまま表記し、右傍に（ママ）を付した。
- 5 変体仮名は、原則として現行の表記に改めた。但し、助詞については原則としてそのまま表記した。
- 6 合字はすべて開いた。
- 二 資料翻刻文の上部欄外には、読みやすくするため日付がわかることに日付を付した。また、各記事内容の切れ目ごとに01～54の番号を付した。「解説編」註(5)も合わせて参照されたい。
- 三 掛紙・押紙がある場合は、まず紙下の文を掲載し、各記事末に掛紙・押紙の内容を掲載した。くわしくは「解説編」註(6)も合わせて参照されたい。
- 四 解説・筆耕・校訂・編集は田原昇があたった。

(表紙)

文政七甲申年

我等御預同心、當時御作事方定普請同心

出役近田又右衛門場所替願并場所替被

仰付候迄之取計一件帳

酒井飛驒守殿留借写

從八月至九月

松平但馬守

(本文)

文政七申年八月

一我等御預同心、當時御作事方定普請同心出役近田又右衛門

兼々出情相勤御用二茂相立候者二御座候處、実父追々及老

年、其上病氣罷在、日勤之御場所并遠國在番等相勤候而者

看病茂行届兼候二付、在府之御奉公相勤度心願之旨、月番

与力鈴木五郎右衛門罷出、用方之者迄申出候間承置、願書

為差出候様為申渡候

八月五日

一月番与力鈴木五郎右衛門罷出、左之願書・例書相添差出候

間、用方之者請取為置候

奉願候覚

私儀兼々心願之儀御座候處、此度御鎗同心明キ茂御座

候而追々明跡被 仰付茂可有御座哉二承及候二付、何

04

卒御慈悲を以、右御鎗同心明跡江御願被成下候様仕度
奉願上候、此段宜様御執成被仰上可被下候、奉頼候、
以上

文政七申年八月 近田又右衛門印

桜井代五郎殿

鈴木五郎右衛門殿

上 近田又右衛門

奉願候覚

近田又右衛門儀、兼々御場所替之儀心願二罷在候處、

此度御鎗同心御入人御座候旨承及候之間、可相成儀二

御座候者、右御場所江御願被下置候様又右衛門奉願上

候通、私共同様平御同心儀茂奉願上候、此段宜様御執

成被仰上可被下候、以上

文政七申年八月 石川半太夫印

山中金左衛門印

桜井代五郎殿

鈴木五郎右衛門殿

例書

文政七申年五月九日

酒井但馬守様同心

御納戸同心江 津田藤右衛門

文政六未年七月十日

酒井大和守様同心

御金同心江 栗原伴右衛門

8月5日

02

03

01

05

文化十三年三月廿七日

山口周防守様同心

聖堂学問所下番江 森田城右衛門

出役より場所替之例

文政六未年七月十日

御先手頭

三枝中務様組同心

御作事方定普請同心出役

御金同心江

奥村吉太郎

右之通御座候、以上

申八月

近田又右衛門

8月7日

同七日

06

一同心近田又右衛門、此度場所替相願候二付、近々御用番之御老中方江可申上と存候、然ル処、右又右衛門當時御作事方定普請同心出役之者二付、此節右心願之筋申上候而も差支之儀も無之哉之段、御作事奉行曰井筑州江今日我等詰番之節遂面会及懸合候處、差支之儀無之旨被申聞候

8月10日

同十日

07

一御鎗奉行能勢市十郎より以使者被申越候者、同人組同心忝人明跡有之候由、然ル処、我等同心近田又右衛門兼而心願之趣承知被致候二付、此度取人ニ可被書上与被存候旨、右二付打合被申越候、承知之旨我等より茂近々書上可申段、尤、日合之儀ハ追而可及懸合旨、相應返答申遣候

8月12日

同十二日

12

同心場所替願 酒井飛驒守

08 一御鎗奉行能勢市十郎江、左之紙面差遣往返左二記

09

以手紙令啓上候、然者、一昨日御懸合有之候拙者御預同心、當時御作事方定普請同心出役近田又右衛門儀、此度貴様御組同心明跡江場所替之儀相願候二付承届、明十三日於 御城御用番之御老中方江可申上と存候、為念此段猶又得御意候、以上

八月十二日

能勢市十郎様 酒井飛驒守

10

御手紙拜見仕候、然者、一昨日御打合申上候其御預同心、當時御作事方定普請同心出役近田又右衛門儀、此度、私組同心明跡江場所替之儀相願候二付、御承届被成、其段、御用番御老中方へ明十三日於 御城可被仰上、右之段被仰下承知仕候、左候ハ、私儀者明十三日御用番松平右京太夫殿御登 城前江進達可仕候、右貴答旁如此御座候、以上

八月十二日

酒井飛驒守様 能勢市十郎

8月13日

同十三日

11

一同心近田又右衛門心願之場所、御鎗同心忝人明跡有之候二付、左之進達書自書ニ而相認、今日詰番之節、於 御城御用番松平右京太夫殿江以立阿弥致進達候處、被成御請取候

ミたし

大御番頭

酒井飛驒守御預同心

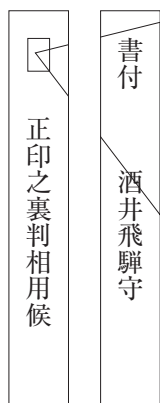
近田又右衛門

申歳三十五

右又右衛門儀、文化十四年六月山口但馬守御預同心近田定藏跡同心御抱入相成、同十二年十二月十二日御作事方定普請同心出役被 仰付、當申年迄無滞相勤、常々実躰御奉公出情仕御用ニ茂相立候者ニ奉存候、然ル処、右又右衛門実父久々病氣罷在、其上追々及老年候ニ付、日勤之御場所并遠國在番等相勤候而者、看病孝養共行届兼候ニ付、幸、此度御鎗奉行組同心明有之候様承知仕候、何卒以御憐愍右明跡被 仰付被下候様仕度奉願候、依之、此段申上候、以上

申八月 酒井飛驒守

上封し美濃紙



13 一右進達相濟候ニ付、月番与力江用方より、左之以紙面為申達候

14 以手紙申入候、然者、兼々被御申聞候御同心近田又右衛門場所替願之儀、今朝御用番松平右京大夫様江御進達被成候処、被成御請取候、此段各御心得、又右衛門江茂御申達可有之候、以上

八月十三日

桜井代五郎様

鈴木五郎右衛門様

用方五人

9月25日

九月廿五日

15 一今日詰番小笠原備後守より左之以紙面御書付壹通被差越候之間、落手之旨及相答

16 今日詰番之處、松平右京大夫殿以立阿弥被成御渡候御書付壹通差進申候、可被成御落手候、尤、拙者直御答申達候、以上

九月廿五日

酒井飛驒守様 小笠原備後守

17 別紙御書付左ニ記

18 ミたし

大御番頭江

酒井飛驒守同心

近田又右衛門

右御鎗奉行能勢市十郎組同心明跡江可被申渡候、尤、御鎗奉行可被談候

19 一右ニ付、月番与力江左之紙面を以近田又右衛門江相達候儀有之候間、唯今罷出候様用方之者より為申遣候 但、月番与力兩人之内、忝人者今日當番ニ而二丸御番所江相詰居候間、残り与力一名ニ而為申達候

- 20 以手紙申入候、然者、近田又右衛門江御用之儀有之候間、麻上下着用、唯今御屋敷江罷出候様御申達可有之候、尤、御同心小頭老人差添罷出候様、是又御申達可有之候、且、其節各之内御老人御越可有之候、以上
 九月廿五日
 黒木繁八様 用方四人
- 21 一御鎗奉行能勢市十郎へ左之紙面を以引渡等之儀、掛合申遣往返共左二記
- 22 以手紙令啓上候、然者、拙者御預同心近田又右衛門、貴様御組同心明跡江可申渡旨、尤、貴様江御談可申旨今日松平右京大夫殿以御書付被仰渡候付、則、御書付之趣又右衛門江申渡候、依之、御書付写為御心得差進申候、右二付、明朝與力差添御引渡可申、尤、何時御宅江差遣可申哉、此段御懸合可得御意、如斯御座候、以上
 九月廿五日
 能勢市十郎様 酒井飛驒守
- 23 御手紙拜見仕候、然者、御預同心近田又右衛門儀、拙者組同心明跡江可被仰渡旨、尤、拙者江御談可被成旨今日松平右京大夫殿御書付を以被仰渡候付、則、御書付之趣又右衛門江被仰渡候、依之、御書付写為心得被遣之落手仕候、右二付明朝與力被差添御引渡可被下、尤、何時頃可被遣哉、御問合之趣委細承知仕候、明朝五半時頃被遣可被下候、右為御答如此御座候、以上
- 24 一右又右衛門儀、是迄御作事方出役之者之儀故、御作事奉行衆江左之紙面差遣久、返報左二記
 九月廿五日
 酒井飛驒守様 能勢市十郎
- 25 以手紙致啓上候、然者、拙者御預同心近田又右衛門御鎗奉行能勢市十郎組同心明跡江可申渡旨、今日松平右京大夫殿以御書付被仰渡候二付、御書付之趣又右衛門江申渡候、右者御作事方出役之者之儀二も有之候間、為御心得可得御意如此御座候、以上
 九月廿五日
 白井筑前守様 酒井飛驒守
 佐野肥後守様
- 26 御手紙拜見仕候、然者、御手前様御預同心近田又右衛門、御鎗奉行能勢市十郎組同心明跡江可被御申渡旨、今日右京大夫殿御書付を以被仰渡候二付、御書付之趣又右衛門江被仰渡候、右者御作事方出役之者之儀二有之候間、被仰越候御紙面之趣承知仕候、尤、御紙面之趣同役江も相達可申候、以上
 九月廿五日
 酒井飛驒守様 白井筑前守
- 27 一夕七時過、月番與力黒木繁八・同心小頭山中金左衛門差添近田又右衛門罷出候間、於例席用方之者列座、左之書付を以申渡候

28

近田又右衛門

其方儀、御鎗奉行能勢市十郎組同心明跡江可申渡旨、
松平右京太夫殿以御書付被仰渡候間、得其意入念可相
勤候

右用紙肌吉半切

29

一右申渡相濟、明廿六日五半時能勢市十郎宅江与力共差添、
為引渡罷越候様繁八江為申渡候

30

一近田又右衛門儀、礼玄関二而取手通申置候

9月26日

同廿六日

31

一御日記掛り大目付朝比奈河州・分限帳懸り石谷防州江左之
達書認、今日我等詰番之節相達ス

32

〔朝比奈河内守殿 酒井飛驒守〕

酒井飛驒守御預同心

近田又右衛門

右又右衛門儀、御鎗奉行能勢市十郎組同心明跡江可申
渡旨、昨廿五日松平右京太夫殿以御書付被仰渡候付、
其段又右衛門江申渡候、依之、御達申候、以上

九月廿六日 酒井飛驒守

朝比奈河内守様

33

〔石谷周防守殿 酒井飛驒守〕

拙者御預同心壹人、御鎗奉行能勢市十郎組同心明跡江
被 仰付候付、分限高ノ書致相違候、依之、御達申候、

尤、分限帳者追而引替可申候、以上

九月廿六日 酒井飛驒守

石谷周防守様

34

一大目付江相達候分限帳末之処、與力同心短冊人数ノ書直
し相達候、尤、達書者組之内ニも増減之儀一紙ニ認込候、
公邊留ニ有之、爰ニ略ス

35

一與力黒木繁八罷出、昨夕申渡候通、今朝能勢市十郎方江近
田又右衛門召連罷越、用人共江面會、我等口上相應申述、
又右衛門引渡候旨申達、則、用人共江引渡候段、尤、市十
郎ニも逢被申候由、繁八罷帰届申聞候

36

一右近田又右衛門引渡無滞相濟候ニ付、御懸り松平右京太夫
殿、御用番水野出羽守殿江以使者左之御届書差出ス

37

酒井飛驒守御預同心

近田又右衛門

右又右衛門儀、昨日以御書付被仰渡候通、御鎗奉行能
勢市十郎組同心明跡江被仰付候旨申渡、市十郎申談、
今日同人江引渡申候、此段以使者御届申上候、以上

九月廿六日 酒井飛驒守

右御懸り松平右京太夫殿江差出ス、上包美濃紙折懸、
上書名計

38

酒井飛驒守御預同心

近田又右衛門

- 右又右衛門儀、御鎗奉行能勢市十郎組同心明跡江可申渡旨、昨日松平右京太夫殿以御書付被仰渡候二付、其段申渡、今日市十郎江引渡申候二付、是迄之組屋舖引拂候迄之内異変等御座候節、地所江附候儀者、私御預之者共一纏組屋敷之儀ニ茂御座候間、私方ニ而取計、身分ニ附候儀者、市十郎取計候積相心得罷在候、此段以使者申上置候、以上
- 九月廿六日 酒井飛驒守
- 右御用番水野出羽守殿江差出ス、上包美濃紙折掛、上書名計
- 39 一右進達書扣、月番小笠原備後守江以下手紙差遣候、左二記
- 40 申九月廿六日、御懸り松平右京太夫殿江以使者差出ス
- 41 申九月廿六日、御用番水野出羽守殿江以使者差出ス
- 42 一右ニ付同役衆江左之廻状差出ス
- 43 以廻状致啓上候、然者、拙者御預同心近田又右衛門御鎗奉行能勢市十郎組同心明跡江可申渡旨、御書付昨廿五日、松平右京太夫殿以立阿弥御詰番備後守江被成御渡候間、御書付之趣又右衛門江申渡、市十郎江申談候上、今日拙者与力差添引渡申候付、其段御用番水野出羽守殿并御掛り右京太夫殿江使者を以御届申達候、此段各為御承知、右御書付写別紙相廻申候、廻状御順達留り之從御方御返可被下候、以上
- 44 九月廿六日 酒井飛驒守
小笠原備後守様
安藤出雲守様
戸田美濃守様
牧野伊豫守様
松平縫殿頭様
本庄伊勢守様
堀 近江守様
酒井大和守様
五嶋伊賀守様
新庄越前守様
酒井但馬守様
- 45 別紙緘添
大御番頭江
酒井飛驒守同心
近田又右衛門
- 右御鎗奉行能勢市十郎組同心明跡江可被申渡候、尤、御鎗奉行可被談候
- 46 一月番与力江左之紙面為差遣候
- 以手紙申入候、然者、近田又右衛門儀、今度御鎗奉行能勢市十郎様御組同心明跡江被 仰付候付、組屋敷引拂候迄之内若異変等有之候節、地所江附候儀者、此方様ニ而御取計、身分江附候儀者、市十郎様ニ而御取計之積、御用番水野出羽守様江御届被置候間、其旨御心

得又右衛門江も御申達置可有之候、以上

九月廿六日

小柴誠十郎様

用方四人

黒木繁八様

47 一能勢市十郎より左之紙面被差越候間、及相答

48

以剪紙啓上仕候、然者、今日近田又右衛門儀、与力衆被差添御引渡被下請取申候、且又、昨夜同役共より申越候松平右京太夫殿御渡御書付写巻通、為念入御覽申候、昨夜可申上候処、昼之内御掛合も相濟候事ニ御座候得者、不申上候得共、乍序右之段も申上候、以上

九月廿六日

酒井飛驒守様 能勢市十郎

49

別紙

御鐘奉行江

大御番頭

酒井飛驒守同心

近田又右衛門

右御鎗奉行能勢市十郎組同心明キ跡江申渡候、尤、大御番頭可被談候

11月8日

十一月八日

50 一月番與力罷出、左之届書差出候付、請取為置候

51

覚

11月9日

52 一右二付左之御届書認、御用番松平和泉守殿江以使者差出ス

同九日

近田又右衛門儀、昨七日組屋舖引拂申候二付、此段私共より御届申上候、以上

申十一月八日 小嶋七左衛門

仙田善三郎

53

*1

私元御預同心近田又右衛門儀、當九月廿五日御鎗奉行能勢市十郎組同心明跡江被

*2 仰付候、其節 組屋

舖引拂候迄之内異変等御座候節、地所江附候儀者私御預之者共一纏組屋舖之儀ニ茂御座候間、私方ニ而取計、身分江附候儀者、*3 市十郎 取計候積相心得罷在候段、

*4

水野 *5 出羽守殿江翌廿六日 御届申上置候處、一昨

*6

十一月九日 酒井飛驒守

上包美濃紙半枚折掛上書名計

*1

(掛紙)

私元御預与力安藤源之進儀、去月三日以御書付被仰渡候通、町奉行鳥居甲斐守組与力明跡江被仰付候段、可申渡処、源之進病氣ニ付難罷出、快氣次第右申渡旨、同四日真田信濃守殿江申上置候、然ル処、病氣快、同七日罷出候間、則申渡、甲斐守江引渡申候、右二付、

*2

(掛紙)

(白紙)

*3
（掛紙）

甲斐守

*4
（掛紙）

其節

御手前様江

*5
（押紙）

（抹消筆）

*6
（掛紙）

六月九日 戸何々守

54
一右進達扣、例之通耳書認、月番本庄伊勢守江以下手紙為差遣候

（裏表紙）

